



計画の推進

1 全庁的な施策の推進

この計画の推進に当たっては、高齢者福祉の向上と介護保険事業の円滑な実施と併せて、地域包括ケアシステムの構築に向け、全庁的に連携体制を強化し、関連する施策担当課と各施策の整合を図り、効率的、効果的に推進します。

2 関係機関等との連携

計画の積極的な推進を図るためには、各団体や介護サービス事業者、医療機関等の協力と連携が不可欠です。このため、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会など、福祉・保健・医療機関等と、より一層の連携に努めていきます。

また、民生委員、自治会、老人クラブや、NPO、ボランティアサークル等の市民団体との協力関係を引き続き推進するとともに、地域におけるさまざまな担い手が参加する会議等と情報共有・連携を進めます。

3 地域住民等との連携と情報提供

地域住民、ボランティア、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と行政が、それぞれの役割を果たしながら協力し、高齢者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

さらに、市民、地域団体、事業者などとの協働のもと計画を推進するため、広報や市ホームページ等のほか、さまざまな機会を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

4 計画の進行管理

介護保険事業運営委員会において、進捗状況の把握・分析・評価を行います。

PDCA サイクルの考えに基づき、毎年度、各事業の進捗状況により、事業や施策の展開について点検や評価を行い、必要に応じて見直ししながら、効果的な計画となるように努めていきます。

